

平成19年9月6日(木曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課長 生涯学習課長 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課長 生涯学習課長 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成 19 年 9 月第 3 回定例会

議事日程第 2 号

第 3 回定例会

平成 19 年 9 月 6 日（木曜日）

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

” 2 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号に同じ

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
会議を始める前に申し上げます。
本日の会議は上着の着脱は自由といたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

平成 19 年 9 月第 3 回定例会

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

伊藤忠男議長 日程第 1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

去る 9 月 4 日、決算特別委員会が開催され、寒河江市議会決算特別委員会委員長に松田 孝議員が、同副委員長に石山 忠議員がそれぞれ互選された旨、報告がありましたので申しあげておきます。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 2、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成 19 年 9 月 6 日 (木)

(第 3 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	安全安心のまちづくりについて	災害時における水の供給について (イ)水の供給体制、計画について (ロ)上水道復旧のためのマニュアルについて 寒河江駅前交番の設置について 陵西学区の駐在所の統合について	4 番 工 藤 吉 雄	市 長
2	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度に対する市長の考え方について 08年 4 月実施に向けた「広域連合議会」の審議内容について (イ)山形県の保険料月額の見通しについて (ロ)低所得者などに対する減免条例の制定について (ハ)保険料滞納者への対応について (ニ)広域連合議会への県民の意見反映の手法について (ホ)被保険者の苦情や意見の聴取機関設置について (ヘ)各市町村や議会への財務報告について (ト)「広域連合」と「広域連合議会」の情報公開はどう保障されるのか	15 番 佐 藤 暘 子	市 長
3	福祉行政について	寒河江市の生活保護受給申請に対する対応について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		<p>窓口で生活保護申請そのものを受理しない、いわゆる「水際作戦」を寒河江市は行っていないか</p> <p>ここ数年の保護件数の減少をどう見ているか</p>		
4	芸術文化のふるさと回帰と活気あるまちづくりについて	伝統芸能の伝承普及と祭り内容の見直しについて	3番 辻 登代子	市長 教育委員長
5	花咲かフェアINさがえについて	今後の予算規模について メインとなるイベントの確立について 駐車場の確保について	6番 國井輝明	市長
6	商業の振興について	第5次寒河江市振興計画基本構想で人行き交い賑わいある商業の振興とあるが、行政としてどのような取り組みをしていくのか		市長
7	指定管理者制度導入後の成果と課題について	指定管理者制度を導入した施設の実績評価について 指定管理者からの要望や提案、提言の内容とその対応策について 市の関与及び出資法人、公共的団体の処遇について	2番 石山 忠	市長

工藤吉雄議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 1 番について、4 番工藤吉雄議員。

〔4 番 工藤吉雄議員 登壇〕

工藤吉雄議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、この議場に立つ機会をいただきましたことに感謝申しあげ、一般質問に入らせていただきます。

私は、春の選挙において「好きです寒河江市」をスローガンとして、協調、調和、ともに行動する協働の精神での地域づくりと環境整備のまちづくりをしたいと多くの市民に訴えてまいりました。

私は、今回、安全安心な生活環境づくりの観点から、以下の点について市長にお尋ねをいたしますので、よろしくお願いいたします。

市民が生活を送る上で、安全で安心して暮らせることが大きな願いであります。

今日、私たちの市には幸い豪雨や土砂崩れ、または洪水など自然災害は比較的少ないように思われておりますが、過去において決して災害がなかったわけではありません。このたびの中越沖地震、報道で知る限りでは予定してあったマニュアルよりも被害の方が上回り、復旧に難航していると聞いているところであります。

あってはならない災害であります。私たちの生活の安全安心を確保するということから、特にライフラインの一つであります飲料水についてお伺いいたします。

一つには、災害時における水の供給体制及び供給計画がどのようになされているのか。

二つには、中越沖地震で上水道の確保には 1 週間、あるいはところによっては 2 週間以上かかり、飲料水の確保に難航を極め、応急的に給水車により給水されていると聞いておりますが、本市において上水道復旧のためにマニュアル及び給水車配備はどのようになっておられるのかお伺いいたします。

次に、マスコミ報道等による交通事故や多様化する犯罪は、私たちの暮らしに暗い影を落としております。本市においても変質者の出現や自転車盗難など、私たちの身の回りで起きております。

そこで、次の 2 点についてお伺いいたします。

一つには、寒河江市の表玄関とされる寒河江駅前地区の整備事業も一段落し、景観とともに夜型飲食店の立地した姿は、以前とは比較できないほどの変わりようであります。通勤、通学者に日々利用される場所、また多くの観光客が第一歩を踏む場所であると思います。

市内外から寒河江駅前を訪れる多くの方々に、安全安心を提供することを目的に交番の新設を計画されていると聞きます。その計画は、現在どのようになって、どの程度まで進んでいるのかお伺いいたします。

二つには、陵西中学校学区内の高松、白岩、醍醐の 3 駐在所の統合についてであります。

登下校中での変質者の出現により、子供たちの心の中に大人への不信感、あるいは嫌悪感が住みつくようなことがあってはならないと思います。

そこで、この統合についてどのような計画なのか、そして、これらの地域の安全安心を市としてどのようなお考えなのか、市長にお伺いして第 1 問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、災害時におけるところの水の供給についてでございます。

御案内のように、水道はライフラインの一つであり、常に安全で安定した水道水の供給が求められているところであります。このため、災害に強い水道を目指した対策を進めております。

水道施設の強化の点については、平成13年度から実施しておりますところの第4次拡張事業におきまして、耐震性にすぐれた配水池建設や、配水管の布設においては主要路線、主要路線といえますと口径150ミリ以上でございますが、その路線では離脱防止の継手構造の耐震管を採用してまいりました。

今年度からは、新たに布設される管について耐震管を全面採用する方針で、地震に強い水道管の整備を進めているところであります。

3年前の新潟県の中越地震、今回の中越沖地震などを見ましても、被害が出た場合は市民生活に大きな打撃を与えることになるわけでございますので、被害が発生した場合は緊急に市民の方々に飲料水を確保することと、水道施設の早期復旧が重要であると考えております。

そういう意味で、御質問の災害時における飲料水の供給についてでございますが、第4次拡張事業で建設した木ノ沢、長岡山、慈恩寺の各配水池には緊急遮断弁を取りつけております。震度5以上になり、なおかつ配水池下流で配水管などが損傷して、配水池の水が急速に減り始めますと、直ちに遮断弁が作動いたしまして配水池内に水道水を確保することができます。

配水池の貯留時間は、計画1日最大給水量の12時間を標準とした能力を有していることから、緊急の飲料水としましては十分に確保できることとなります。

災害時において、配水池は応急給水活動の拠点になるなど、非常時の給水対策を備えた重要な施設となります。

さらに、飲料水の確保では、西村山広域水道送水管を利用した計画があります。県企業局では、地震などの際、広域水道の受水市町が応急給水を受けられるよう、比較的破損しにくい広域水道の送水管上に空気弁を活用しまして、応急給水栓の設置を進めております。

本市では、西部地区公民館付近、それから平塩橋チェリークアパーク寄りの場所、そして慈恩寺のほたる橋付近の3カ所について設置要望をしております。来年度には設置される予定であります。

災害の場合は、これらの場所や配水池を給水拠点として緊急に給水するほか、給水車による給水をするようになります。

本市では、現在、給水車を1台、トラック積載用の給水タンク2基を保有しております。その給水車は、3年前の新潟県中越地震の際、被災地である長岡市に本市から職員3名が3日間給水の応援に行ってきましたが、その教訓として、病院や避難所となる学校等の高架水槽へも圧送可能なものとして導入したところであります。

次に、マニュアルのことでありますが、本市水道事業所では、災害に備えた体制づくりとして、地域防災計画に基づき災害応急対策マニュアルを策定しております。そのマニュアルでは、地震などの災害時でも迅速かつ的確な行動がとれるよう、役割分担を定めているほか、応急給水活動と同時に復旧作業の対応も計画しております。

さらに、市内の管工事業者で組織するところの組合と平成17年8月に災害時における水道施設の復旧応援に関する協定の締結を行っております。さらにまた、社団法人日本水道協会の全国組織を通して東北地方支部長と東北各県支部長が災害時相互応援協定を締結しておりますので、会員である本市及び山形県支部だけで対応できない場合でも、他の水道事業者から応援給水や復旧作業、復旧のための資材の提供などの応援を受けることができる体制を整えております。

何にしましても、災害時には他団体との協力、かつ有効な連携が重要であり、また、マニュアルの実効性を確保するためには、情報伝達訓練や本市の防災訓練への参加など、地道な活動が欠かせないと考えております。

次に、交番の設置と、それから駐在所の統合についてお答えいたします。

まず、駅前交番の新設についてでございます。

交番の設置は、県の所管であります。寒河江駅前地区は、駅舎があり、市の玄関口であるとともに多くの飲食店が立地しております。御案内のとおりでございます。また、交番の新設については、地元からも強い要望があります。

これらのことから、市では寒河江駅前交番の新設について、県に対する市の重要事業の重要項目としまして要望活動を行ってきております。ことしも、6月15日に県警本部長へ要望書を提出しております。

また、西村山地区の市と町で組織するところの西村山地方総合開発推進委員会並びに西村山地方議会議長協議会におきましても、西村山地方開発重要事業の要望項目として県へ要望しており、早期に設置されることを願っておるところであります。

市では、早期に設置されることを願い、先行して駅前角にその建設スペースを確保しております。現在、そのスペースの一部について、寒河江警察署と協議いたしまして、警察官による監視ができるパトカースポット及び赤色回転灯を設置いたしまして、防犯、交通事故防止のため暫定的に活用している状況でございます。早い時期の建設の決定を望んでおります。

それから、高松、白岩、醍醐の3駐在所の統合についてでございます。

どのような計画なのかという御質問でございますが、駐在所の統合については、これも県警の所管でございます。寒河江警察署より聴取したところにより申しあげたいと思います。

県内の駐在所137カ所のうち、建設から30年以上経過し、老朽化が著しい25カ所について建てかえを進めるとともに、地域への警戒力と利便性の向上に配慮し、統廃合を進めることとなっているそうでございます。

今年度は、寒河江署管内の白岩、日和田、高松の3駐在所について統合し、仮称慈恩寺駐在所を新設するとのことであります。

現在、平成20年4月、来年の4月開所に向けて国道287号線の沿線の慈恩寺地区に建設される予定で、用地交渉中であるとのことでございます。

なお、この統合に関しての地元説明会を白岩地区、高松地区、醍醐地区ごとに合わせて計9回開催されたことも聞いております。

また、これらの地域の安全と安心についてでございますが、統合された後においては、新駐在所に複数の警察官を配置し、従来の地区パトロールと、それから寒河江警察署によるパトロールの強化等により、これまで以上の安全安心が保たれるものと考えております。

また、市では、これらの地域ばかりでなく、全市に対する安全安心への対応についてでございますが、

地域の防犯に寄与するため、今年度、青色回転灯を公用車に装備し、現在、児童の下校時を中心に防犯パトロールを実施している状況であります。また、市防犯協会では、のぼり旗を作成し、市内の小中学校、スーパーなどに設置いたしまして、防犯意識の啓蒙に取り組んでおります。

さらに、市内全域に子ども見守り隊が設置されており、登下校時の児童の防犯、交通事故防止などに活躍されております。

今度とも、寒河江警察署、各地区防犯協会などと連携し、地域の防犯、交通事故防止などに努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 どうも、細部にわたって詳しい御答弁、ありがとうございます。

上水道の方の関係では、村山広域水道等々の水を調達できる、あるいは日本水道協会関係の応援をいただく等々、あるいは復旧作業には地域民間業者との協力協定等々で対応するというようなことで、非常に市民の立場からしても安心できると。

今後とも、さらなる緊急時の充実を期待するものでございますけれども、ただいまの答弁で、応急時の給水、初期給水を考えたとき、近隣から応援をいただくといいましても、何せ、初期というふうな部分を考えますと、給水車 1 台、タンク車 2 台というふうなあんばいで、市全体への心配りといいますが、安心感というものは、これで満足がいくのかなというふうな、ちょっと不安が残るような部分もありますけれども、その点は大丈夫でしょうか。それとも、給水車、もう少し入れようかなと、配備しようかなというふうなお考えなんかないのかなというふうなことで、第 2 問とお願いしたいと。

さて、次に駐在所の関係ですけれども、駅前の方の交番については重要事業としてこれからも要望されていくというふうなお話でしたので、安全安心を早期実現すべく、これも今後に期待していきたいというふうに思います。

それから、陵西中学校学区内での統合問題についても、いろいろ地域防犯関係で御尽力されているというふうになりますけれども、日暮れも大分早くなり、部活等で子供たちが遅くなったというふうな場合なんか、この辺の子供たちへの御指導なんかはどんなふうにご考えておられるのかなというふうなものも第 2 問として伺って、お願いします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど答弁申しあげましたように、配水池につきましては震度強に耐え得るようなステンレスというものに切りかえて新設したわけございまして、そしてまた、遮断弁というようなものを入れまして水を逃がさないような方法をとったわけでございます。

そしてまた、配水管につきましては老朽化している分野もございまして、それらを今、力を入れて配水管の更新をしていると、こういうことでございます。

それからもう一つは、今、御質問ありましたところの給水車というようなことでございますけれども、先ほど答弁したような台数で対応しておるわけでございますけれども、これらにつきましては、まずは現在の装備状況で十分かなとは思いますが、なお細部にわたって今後検討させていただきたいと、このように思っております。

それから、交番につきましては、先ほど申しあげましたような駅前、それから3地区の統合ということで、地域の安全安心が守られるような体制を整えておる方向でございまして、これにつきましては、警察とも十分話をしておるわけでございます。

さらに、登下校の際の児童生徒の安全ということになりますと、やはり地域の方々、あるいは防犯協会の方々等々の御理解と御協力を得なくてはならないわけでございますので、万全の体制を整えておるわけでございます。なお、それらの詳細につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

伊藤忠男議長 布施市民生活課長。

布施崇一市民生活課長 具体的に、子供の防犯パトロールにつきましては、ただいま市長からありましたとおり、警察署、地区の防犯協会、教育委員会と協議をいたしまして、さらに防犯パトロールの時間帯など十分考慮し、実施の中で検討して防犯活動に努めてまいりたいと思います。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 御丁寧な御答弁に感謝申し上げます。

市民は、今、中越地震、あるいは 9 月 1 日の防災の日等々でマスコミ報道によって自然災害の恐怖、あるいはそうしたもろもろのものに、特に関心を持っておられるように思われます。それゆえに、行政に対しては大きな期待が寄せられているように思われます。やはり、自分たちの生活の安心安全も含めて、子供たちの日々の安全安心も含めてですけれども、生活環境の充実を市当局にはこれからも特にこの辺の安全安心に努力を積み重ねていただいて、快適な生活環境をつくっていくように努力していただきたいというふうに強く要望して質問を終わります。

どうもありがとうございます。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 2 番、3 番について、15 番佐藤暘子議員。

〔15 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民の声を代表し、通告しているテーマについて順次質問いたします。市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

厚生労働省は、平成 20 年 4 月から 75 歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度をスタートするとしています。この制度は、高齢者を 75 歳以上の後期高齢者と 65 歳から 74 歳までの前期高齢者とに分けて、後期高齢者だけの医療保険制度をつくるものです。ねらいは、高齢者の医療費を抑制することにあります。

現在、国民は年齢に関係なく、何らかの健康保険に加入していますが、来年 4 月からは、75 歳以上の人は全員、今、加入している国保や健保から脱退させられ、後期高齢者医療保険に加入しなければならなくなります。

対象者は、約 1,300 万人だそうですが、現在、子供などの扶養家族になっていて保険料を払う必要のなかった人も、後期高齢者医療保険に加入することが義務づけられ、保険料を払わなければならなくなります。

新たに保険料を負担しなければならなくなるお年寄りは約 200 万人と言われていています。保険料の支払い方法も、年金から差し引くとしています。65 歳以上で国民健康保険に加入している人と、75 歳以上の人で受給年金が年額 18 万円以上の人からは介護保険と一緒に医療保険料も天引きするとしているということです。

介護保険と医療保険を合わせた額が受け取る年金額の半分以上を超える場合は、医療保険料は年金から天引きしないとしますが、保険料は納付しなければなりません。

高齢者の中からは、「わずかばかりの年金から介護保険料のほかに健康保険料まで天引きされたら、どうやって暮らしていけというのや。年寄り死ねということか」といった悲痛な叫びが上がっています。

厚生労働省は、この医療保険の保険料を月額で平均 6,200 円と試算していますが、実際の保険料は都道府県を単位とする広域連合の中で、医療給付費や高齢者人口などをもとに決めていくとしています。

保険料は、収入に関係なく負担する定額の均等割と、収入に応じて負担する所得割とを組み合わせる決めるとしていますが、保険料は 2 年ごとに改定され、高齢者人口がふえるのに応じて 75 歳以上の保険料負担率が自動的に引き上げられる仕組みになっています。

低所得者へも一律の保険料負担を強いる高齢者医療保険制度に大きな批判が広がっていることに対し、国は一定の軽減措置や激変緩和措置を設けるようですが、わずかな収入の高齢者にも保険料を負担させる仕組みの根本は変わりません。

さらに、高齢者に追い打ちをかけるように、保険料を滞納すれば即資格証明書を発行するとしています。年金が月額 1 万 5,000 円に満たない人は、年金から天引きされませんが、保険料を自分で納めに行

かなければなりません。滞納すれば資格証明書を発行されることとなります。

今は、国保料を滞納していても75歳以上の高齢者からは保険証を取り上げることはしません。法律で取り上げてはならないことになっているのです。

しかし、昨年の医療制度改定の中で、保険証の取り上げができることになりました。国保では、保険料が払えず資格証明書の交付となった人が病院に行けず、手おくれになったり、亡くなったりする事態が出ています。国保証の取り上げを75歳以上まで広げることは、貧困で苦しむお年寄りから医療まで奪い取るものです。

さらに、病院の窓口で支払う患者負担も来年4月から値上げされます。現在、70歳以上の人の窓口負担は1割となっており、医療費の限度額も、一般の人は外来で1カ月1万2,000円、入院で4万4,000円です。それが、来年の4月からは70から74歳までの一般の人の窓口負担が1万2,000円から2万4,600円と倍に、入院1カ月の限度額も4万4,000円から6万2,100円と1.4倍もはね上がります。

昨年からは、現役並み所得の70歳以上の窓口負担は3割になっています。国は、わずかな年金から強制的に保険料を取り立て、医療費の窓口負担や限度額を大幅に引き上げておきながら、75歳以上の高齢者の医療に制限を加え、一定の範囲内でしか医療行為を受けることができない定額制を設けようとしています。

病院側は、制限を超えた医療は持ち出しになるため、それ以上の医療行為はできず、高齢者は満足な医療を受けられないまま病院を追い出される結果になっています。今でさえ、自宅で見ることのできない高齢者が病院や施設をたらい回しされています。まさに高齢者にとっては、うば捨て山と批判されている後期高齢者医療制度に対し、市長はどのような見解をお持ちか伺います。

次に、来年4月実施に向けた広域連合議会の審議内容について伺います。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位でつくられた広域連合が担うことになっています。広域連合は、一つの自治体としての役割を持ち、広域連合議会が設置されています。議員には、自治体の長あるいは議員の代表が入っていますが、寒河江市からは佐藤市長が広域連合議員として選出されています。

今、住民の一番の関心事は、来年の4月から保険料がどれくらいになるのだろうということです。厚生労働省は、一人一人の保険料の算出は12月ごろと予定しているようですが、現在、検討されている山形県の保険料の月額はどれくらいと見込んでいるのか伺います。

次に、低所得者などに対する減免条例の制定と、保険料滞納者に対する対応について伺います。

この制度に伴って、65歳以上の人の保険料は有無を言わず原則年金から天引きされます。75歳以上の人の場合は、約8割の人が年金から保険料が天引きされることになるということです。月額1万5,000円未満の年金受給者は納付書による直接納付となります。年金しか収入のない高齢者にとって、介護保険料と医療保険料を同時に年金から差し引かれれば生活できない人たちが大勢出てくるのではないかと心配されます。

低所得者に対する減免条例の制定などは検討されているのかどうか伺います。

また、寒河江市一つをとってみても、国保税の滞納者はふえ続け、資格証明書や短期医療証の発行がふえ続けています。

今は、75歳以上の高齢者からは滞納があっても医療証を取り上げることは法律で禁止されています。しかし、今回の制度改正によって、滞納していれば医療証を取り上げることができるようになったと聞

いております。保険料滞納者へはどのように対応されるのか伺います。

次に、広域連合議会への県民の意見の反映はどのような手法をとるのか伺います。

この制度の運営は、広域連合が行うことになっており、保険料を含む条例や規約は、広域連合議会で決められます。しかし、広域連合議会の議員は、この西村山地域からは佐藤市長と河北の後藤栄治郎議員の2名だけで、県内全部あわせても16名という少なさです。それも、直接住民の選挙によるものではないということもあり、住民の声や意見を十分反映できる仕組みにはなっていません。

被保険者の意見や要望などを反映させるためには、どのような方法を考えているのか。さらに、被保険者の苦情や意見を直接聴取する聴取機関の設置などは検討されているのかどうか伺います。

次に、各市町への財務報告、並びに情報公開について伺います。

被保険者が納めた保険料が、どのように使われているのか、財政がどのように運営されているのか、ガラス張りにして市や町に報告すべきと思いますが、どのように検討されているのか伺います。

次に、広域連合、広域連合議会の情報公開はどう保障されているのか伺います。

さまざまな規約や条例の公開とともに、保険料の額などについての審議経過がわかる会議録や資料の公開など、住民に広く開示していく必要があると思いますが、情報公開についてどのように検討されているのか伺います。

次に、通告番号3番福祉行政について寒河江市の生活保護受給申請に対する対応について伺います。

日本国憲法25条では、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたっております。生活保護は、その理念を保障するためにつくられたものであり、生活に困窮した人がだれでも受ける権利を持っています。

これまでに、生活保護によって命をつなぎとめ、自立していった方はたくさんおられます。国民の命と最低限度の生活を支えていくことは、行政に課せられた一番大きな役目だと思いますが、最近、その行政の責任が大きく問われる事件が多発しています。北九州市で3年連続して起きた生活保護をめぐる死亡事件です。北九州市で起きた2件の餓死事件と自殺は、いずれも行政の責任放棄から起きた事件と言わざるを得ません。

死亡した男性の一人は、生活保護を数回にわたり申請しても却下され、すべてのライフラインがとめられて水さえ飲めない状態の中で餓死、もう一人の男性も、病気で働けない状態で保護を受けていたが、働ける状態まで病気回復していないにもかかわらず、指導指示の名目で保護辞退に追い込まれ、保護が廃止されました。福祉事務所は、その後の様子確認や見回りもせず、餓死に至らしめたもので、保護責任の義務を果たせなかった福祉事務所長の責任が大きく問われています。

この事件の背景となっているのは、厚生労働省が進める生活保護基準切り下げや、手引きによる受給抑制対策を行政を挙げて推進してきたことが挙げられます。北九州市を初め各地の福祉事務所では、生活保護申請を窓口で規制するいわゆる水際作戦が行われたり、保護が決定されても自立指導に名をかりた辞退届の強要によって保護を廃止するなどの違法運用が行われていたと言われております。

寒河江市でも、厚生労働省からの抑制対策の指導や指示が来ているのか。また、水際作戦などは行っていないのかどうか伺います。

次に、ここ数年の保護件数の減少をどう見ているのかについて伺います。

生活保護受給者の状況を年度ごとに見てみますと、平成12年ころまでは77世帯前後で推移してきましたが、平成13年から15年までは80件から89世帯までふえてきています。この数字は、社会経済状況と大

きくかかわっていると思うのですが、平成16年から18年にかけては保護件数が著しく減少しています。この間は、医療費の引き上げや年金の引き下げ、定率減税の廃止など景気の回復傾向があるとは言われながら、庶民の暮らし向きは一層厳しさをましている状況でありました。それを裏づけるように、国民健康保険税の滞納者はふえ続け、小中学校児童生徒の準要保護人数はぐんとふえています。

このような状況の中で、生活保護受給者の世帯、人数が年々少なくなっている現象はどう理解すればよいのか。どのような状況なのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度に対する考えについてでございます。

現在でも高い高齢化率は、少子化の進行と相まってさらに高まることが予想されております。このことにより、老人医療費はますますその増高が見込まれ、結果として厳しい医療保険財政となることは容易に想像されることであります。

このような状況を踏まえ、国では、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能な医療保険制度の構築を目的とした医療制度改革関連法案が平成18年6月に成立しました。

この改革の大きな柱の一つとして、現役世代と高齢者世代の負担を明確にしまして、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上を対象とした新たな後期高齢者医療制度が平成20年4月、来年の4月からスタートすることになったところでございます。御案内のとおりでございます。

そして、その事務処理につきましては、法律によりまして県内すべての市町村が加入するところの広域連合が担うことになっております。

本市においても、昨年の12月定例議会におきまして、この広域連合規約を議決いただき、本年の2月1日に山形県後期高齢者医療広域連合が発足したところでございます。

この広域連合では、県内の全市町村が加入するところのスケールメリットを最大限に生かすことによりまして、効率的な制度運営が可能となります。したがって、後期高齢者医療制度は超高齢化社会を展望した新たな医療制度であり、増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うため、持続可能な制度であると思っております。

次に、来年4月実施に向けた広域連合議会の審議内容についてお答えいたします。

まずは、山形県の保険料月額の見通しについてであります。後期高齢者医療制度では、その要するところの経費の約5割を公費で、約4割を若人の保険者からの支援金で、そして残りの1割を被保険者からの保険料として徴収することになっております。

この保険料は、県内均一の保険料率となり、被保険者の所得に応じた所得割と、被保険者数による均等割の2方式で算出される予定でございます。

また、保険料の納付については、原則として公的年金からの特別徴収となっております。

広域連合では、医療給付や保険事業などに要する経費を推計いたしまして、これに応じた保険料率を試算中であり、現在、各市町村から平成18年分の所得情報を取りまとめ、10月下旬までに保険料率の試算を行い、11月開催予定の広域連合議会で保険料に関する条例を審議することになっております。

次に、低所得者などに対する減免条例の制定についてでございますが、保険料は、県内均一の保険料率により、被保険者から所得に応じて公平、平等に負担することになりますが、低所得者につきましては、国民健康保険と同様に所得により均等割額を7割、5割、2割軽減する制度が構じられる予定でございます。

また、現在社会保険の被扶養者であるため保険料を負担していない人も、新たに保険料負担が生じることから、これらの方々については2年間均等割額を2分の1に減額し、所得割も課さないことになっております。

さらに、高齢者の医療の確保に関する法律には、広域連合は条例で保険料の減免、または徴収の猶予について定めることができるとされていることから、これらの規定を盛り込む予定となっております。

次に、保険料滞納者への対応についてでございます。

今般の医療保険制度改革においては、負担の明確化と公平化を図ることを原則としておりまして、後期高齢者医療制度におきましても、被保険者に保険料負担を求めているところであります。

そのため、これまでの老人医療制度では、医療保険者と給付主体である市町村とが異なるため、これまでできなかった資格証明書の交付をできるようになります。この資格証明書は、国民健康保険における資格証明書と同様に、政令に定める特別の事情がないにもかかわらず、納税相談にも応ぜず、十分な負担能力があっても保険料を納付しようとしなない滞納者などに交付するものであります。

次に、広域連合議会への県民の意見反映の手法について御質問がございました。

御指摘のように、広域連合議会は議員定数16名でありまして、全県よりバランスよく選出されるよう県内を4ブロックに分け、ブロックごとの人口に応じ、それぞれ関係する市町村長及び市町村議員から選出されております。中には、連合議会の議員を出していない市町村もあるものの、選出された議員は県代表であり、ブロック代表であることから、ブロック内で連携を密にし、未選出市町村の意見というものを酌み取っていただけるものと思っております。

また、地方公共団体の組合である広域連合へは、地方自治法の規定によりまして議会の解散請求などの直接請求権や、議会に対する請願等もできることになっております。

また、被保険者の苦情や意見の聴取機関設置についてでございますが、後期高齢者医療制度は保険料の決定や被保険者証の交付などは広域連合で行うものの、保険料の徴収や各種申請などの最も身近で大切な窓口業務を市町村で行うことになっております。

そのため、市町村に日ごろ寄せられる被保険者の苦情や意見などを広域連合に伝え、反映することが現実的な対応と考えております。

また、医療給付などに関する処分不服がある場合には、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき県に設置されます後期高齢者医療審査会に対して審査請求ができるようになっております。

次に、財務報告についてでございます。

広域連合は、地方自治法の規定により広域連合議会の議決すべき事件のうち、条例、予算、決算等の重要なものについては構成する地方公共団体の長にあらかじめ通知するとともに、議決の結果についても通知することが義務づけられております。

また、広域連合は、条例を定めて、その財政状況等を住民に公表しなければならないことになっており、この条例につきましては平成19年3月、後期高齢者医療広域連合議会臨時会において、財政説明書の作成及び公表に関する条例が議決されているところでございます。

次に、広域連合と広域連合議会の情報公開はどのように保障されているかということでございますが、本年3月に開催されました広域連合議会の臨時会において、情報公開条例及び個人情報保護条例が議決されております。これによりまして、広域連合が行う業務に関する知る権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保と権利保護がなされるものと考えております。

また、6月には広域連合の公式ホームページも開設されておることから、各種の広報誌の発行とあわせて広く適宜に情報公開がなされるものと考えているところであります。

次に、福祉行政についてお答え申し上げます。

生活保護の関連でございますが、御案内のように生活保護制度は生活保護法第4条に規定されておりますとおり、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、働く能力、その他のあらゆるものを活用してもなお最低生活を維持することが困難な方に対する最後のセーフティーネットとして機能しているものであり、さらに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、生活保護に優先して行われるものとされているところであります。

それで、窓口で生活保護受給申請そのものを受理しない、いわゆる水際作戦ですか、を寒河江市では行っていないかということでございますが、本市におきましては、生活の相談に来られた方に対して、ただいま申しあげました法の趣旨にのっとり、他法律、他施策の活用なども含めまして、相談内容に応じ適切に助言するとともに、保護の必要な方に対しましては適正に保護を実施しているところであります。

また、日ごろより民生委員、それから市の水道事業所、市立病院などの医療機関、市の税務課などとの連携を密にしております。保護の必要な生活困窮者が放置されたままにならないよう、困窮者の情報が福祉事務所に届くように努めているところでございまして、本市の生活保護行政につきましては、急迫状況のもとでの職権保護の適用なども含め、生活保護法に基づき適正に実施しているところであります。

なお、厚生労働省からの通達等は、生活保護の適正な取り扱いのための通達でございます。

次に、ここ数年の生活保護件数の減少をどう見るかという御質問がございました。

保護件数減少の大きな理由としましては、本市の場合、被保護者の中で高齢者や傷病者の占める割合が高いため、毎年のように死亡や施設入所を理由にした廃止ケースが出てまいりますが、平成16年度の場合は死亡による廃止が5、施設入所者による廃止が3、平成17年度の場合は死亡による廃止が5、それから施設入所によるところの廃止が2、平成18年度になりますと死亡による廃止が2、そして施設入所による廃止5というように、平成16年度から18年度については、他の年度と比較して多かったという事情があったため、全体として生活保護申請が減少したものと思っております。

もちろん、他の法律施策等の活用による被保護者の自立や、この間の景気の回復傾向にあることや、あるいは雇用状況が若干改善されたというようなことの申請ケースの減も影響しておるのではなかろうかなど、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 答弁いただきましてありがとうございました。

第 1 問で、後期高齢者医療制度に対する市長の考え方というのをお尋ねしましたけれども、市長の考え方というものは述べられませんでした。高齢者が増大して継続的な医療制度を維持していくためのものだというようなお考えであったわけですが、それは確かに、高齢者が増大していて医療費の伸びがふえているということは私も存じております。しかし、高齢者に新たに保険制度を設けて、高齢者の医療保険を支払ってもらうということについて、それが本当に高齢者にとって持続可能な制度になるのかなというふうに、私は非常に疑問に思うんです。

市長は、一人一人が生きていくのに 1 年間でどれくらいお金が必要だというふうに考えていらっしゃるかなと思いますが、健康な人とか病気がちな人、あるいは住む家を持っている人とか借家の人とか、条件がいろいろ違うわけですから、その人によってかかる経費というものは違ってくるといふふうに思いますけれども、私は、80 歳を過ぎた高齢の女性の方から、生活が苦しくて、何とか生活保護を受けられないのだろうかということで相談を受けたことがあります。

そこで、その方の 1 カ月の生活費がどれくらいかかるのかなと、そして、年金、どれくらいもらっているのかなということでお尋ねしたことがあるんですけども、その人は本当にわずかな年金、1 カ月で 4 万円足らずの国民年金しか受給していない方だったんです。それで、1 カ月の支払いを見てみたんですけども、電気料が 3,080 円、水道料が 2 カ月に 1 遍来るわけですが、1 カ月に換算すると 3,853 円、ガス代が 3,000 円、固定資産税が 1 期で 1 万 2,000 円、これは月に直すと 4,000 円ですか、これ、4 期で納めるんですから 1,200 円ですね。健康保険が 2,500 円の 8 期、電話料が 3,000 円、テレビ受信料が 2,690 円、新聞代が 3,005 円、介護保険料が 2 カ月分で 4,470 円、そして食費が 1 カ月約 3 万円、医療費が 1 カ月で 4,000 円、2 回で 4,000 円、ハイヤー代が 2,440 円、こういうものを足しまして計算してみたんです。

そして、これには冬になれば灯油とか、それから冠婚葬祭費とか、それから日用雑貨品とか、そういうものが全く含まれていない状態なんですけれども、それでも大変なお金、6 万数千円かかるということなんですが、年金をもらうよりも、経費の方が多くなっていると、こういう状態の人が多いわけですね。生活保護を申請したんですけども、この方には娘さんがいるということで却下になっているわけですが、そういう生活保護基準以下で生活をしている方がたくさんいるというふうに思うんです。そういう人たちから保険料を年金から差し引かれるというふうになれば、これは生活できるだけのお金が残らない。非常に大変な事態ではないかなというふうに私は思うわけです。

市長は、こういう人たちでも、高齢者の医療保険を支払うことができると、大丈夫だというふうに考えていらっしゃるのかどうか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。生活費に食い込んだ課税になっているのではないかとということですね。

それから、もう一つは、後期高齢者医療制度の保険料月額はまだ決まっていないということですけども、これは、全国的な 1 カ月の保険料は 6,200 円ということで、非常に高いというふうに思うんですけども、この保険料よりは安くなる見通しなのかどうか、それもお聞きをしたいというふうに思います。

低所得者の減免条例をつくることができるということであったようですので、これは議員の皆さんが頑張ってお聞きいただければ、減免条例もつくることできるというふうに思っているところです。

一般的に、低所得の方が多い高齢者でございますので、年金から差し引かれる以外の方、月額で1万5,000円以下の年金しかもらわない方というのは、普通徴収ということで納付書で納めることになると思うんですけども、こういう方の中にも、滞納者が非常に多いわけですね。国民健康保険料の滞納状況を見てみましても、非常に毎年多くなっているというふうに思うんです。

ですから、制度上、自治体とか、あと県から一般財源から補助金を出せば、保険料を引き下げるといふようなこともできるということが書いてあったわけですが、そのような一般財源からの補助ということもあり得るのかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、滞納者への対応ですが、これは即保険証を取り上げることができる制度になっているというふうに聞いているんですけども、滞納した方から保険証を取り上げてしまえば、資格証明書ということでお医者さんにかかるにしても全額自己負担しなければいけなくなるということになると思います。

高齢者の方というのは、一般的に病気がちですし、保険証というものは本当に絶対欠かせないものだというふうに思うんですけども、これは連合体独自で資格証明書を出さないという制度にしていくことができるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、被保険者への要望をどういうふうにして取りまとめるかということなんですけれども、これは議員の数が県内で16名という非常に少ない議員なわけですから、各自治体から出ているというわけではなくて、ブロックの中から何名という議員の出し方でございますので、議員が出ていない自治体もあるわけですね。

ですから、そういうところの住民の意見というものは、なかなか反映されにくいのではないかとこのように思うわけです。ですから、連合会独自にそういうところの住民の声を聴取できるような聴取会と申しますか、そういう公聴会と申しますか、そういうものを設けていくべきではないかとこのように思いますが、これからの審議の中で、議員として、市長の役割も非常に大きいと思うのですが、その点、どういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それから、寒河江市では生活保護の受給申請を水際でとめるというようなことはしていないということだったわけです。それはいろいろ相談をしながら、その人に合った方向につないでいたり、指導していたりしているということで、これは大変いいことだというふうに思っておりますが、保護の申請の、どういう方が保護を受給しているのかということを見ますと、高齢者または身体障害者というのが圧倒的に多いわけですね。

例えば、一般の方で失業をして生活が成り立たないと、また病気がちで国保証なんかも取り上げられてお医者さんにかかることもできないと、こういう方が保護の申請をした場合、病気が回復して仕事につけるまでの状態になるまで保護をしていくというようなことも、生活保護の中の一つの役目ではないかとこのように思うわけですね。本当に、今、困っている方を一時的に助けて、その人が自活できるように保護していく、それも生活保護の一つの重要な責任、仕事だというふうに思うわけですが、そういうことについてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いをしたいというふうに思います。

以上、第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か御質問、再質問ございました。1問で答弁したものを繰り返すような形になるのかなと思います。先ほども申しあげましたように、超高齢社会、そしてまた少子社会というものが、本当に急激にスピードを上げてやってきておるという中で、国民の医療をどうするかと、それからだんだん少なくなるころの子供たちに負担をどう課していくのかと、そういう調和の中で、高齢者の医療を持続可能な制度の中で確保していくということになるのかなと、このように思っております。

そうしますと、少子社会の中でございますから、それらに対する負担というものを少なくすると。そしてまた、高齢者に対しましては、大変な生活の中ではございましょうけれども、それなりの負担をしていただくというような制度の仕組みだろうと、このように思っております。ですから、高齢者の医療というだけではなくて、国民全体、国家全体の医療制度の財政ということ、あるいは医療制度というものを全体として見つめた中での高齢者への対応というものを考えていかなければならない制度ではなからうかなと、このように思います。

それで、生活費とか、年金がどのくらいな額というような御質問もございましたけれども、私も特にその資料も持ち合わせてございませぬけれども、非常に年金制度というものが国民全体に普及されるという中でございますから、年金から、まずは控除していくという制度の仕組みというものになったのだろうと、このように思っております。

それから、減免制度でございますが、これも、先ほども答弁申しあげましたように、減免制度を策定するわけでございますので、それを十分活用して、生活に困窮している者、あるいは一時的に厳しい方というようなことにしましては、それらの制度の中で救済していくということになるのかなと、このように思っております。

それから、保険料が6,000円より安くなるのかどうかというようなことでございますけれども、これらにつきましては、まだこれからの算定ということになりますので、どの辺に落ち着くかは今答弁申し上げる段階にはなからうかなと、このように思います。

それから、資格証明書でございますけれども、先ほど1問でも答弁申しあげましたように、証明書の交付というものを、これまでですと医療保険者と給付主体でありますところの市町村というのが異なるため、これまでできなかったところの資格証明書の交付というのは、これは広域連合でできるようになるわけでございますので、その辺につきましては高齢者のためには的確に対応できるような制度に切りかわったのかなと、このように思っております。

それから、議員の数が少なくて、高齢者の意見なり国民の意見が通らなくなるのでなからうかなと、こういうことが最後の質問でございますけれども、先ほど答弁申しあげたとおりでございます。

それから、生活保護関係では、収入が確保されるまで、あるいはお仕事が見つかるまでの間、そういう生活保護が支給できるような制度にならないかということでございますが、これはあくまでも法律なり制度にのっとったところの対応ということが考えられるわけございまして、十分、個々具体的な事態に対応して、法令に基づいたところの処置というものができるものと、このように思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤暘子議員にお願いします。残り時間考えての質問としてください。

佐藤暘子議員 この後期医療制度の中では、原則、年金から医療費が差し引かれるわけですので、いや応なく医療保険料は支払われるわけですが、これらの方の中には、これまで各自自治体の国保に入っていたわけですが、このような方は保険料納付が大変なので延納してくれ、分納してくれということで短期医療証なんかで対応していただいて、医療にかかることができたという方が何人かわかりませんが、これもいらっしゃったと思うんですが、これからは、そういう人たちもいや応なく年金から差し引かれると、そういう人たちは本当に困るのではないかなというふうに思うわけですね。

減免制度をつくるというふうなことがあったわけですが、この減免制度に該当するという人は、年金から差し引かれず、月額年金が1万5,000円以下の人でないと該当しないのではないかなというふうに思うわけです。

ですから、こういう、これまで延納や分納をしてもらって何とかつなげていけた人たちというのは、これからどうなるのかなと。そういう人たちのことはもうお構いなしなのかなというふうなことが一つあるわけです。

それから、資格証明書が発行できるようになったということは、これは的確な方法だと思えば市長はおっしゃいましたけれども、資格証明書が出された人というのは、医療にかかることは全額払わなければいけないということで大変な状態になるわけです。ですから、この資格証明書の発行を何とか食い止めるような制度をつくるように、市長として頑張っていただきたいと思うのですが、市長の考え方をお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御案内かと思えますけれども、保険料につきましては、先ほどから申しあげておりますように、年金から自動的に支払われるわけでございます。ただし、年金額が年間18万円未満の方と、それから介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方につきましては、年金からの徴収というものは行わず、納付書や口座振替等により市町村に対して個別に納付していただくというような制度も設定されておるわけございまして、いずれにしましても、年金で支払うことが厳しい方につきましては、こういうような方法に変えられましても大変だろうと思えますけれども、いろいろ、そのほか、軽減措置等々があるわけございまして、それらを十分に活用していただくことになろうかと、このように思っております。

それから、資格証明書でございますか、これについて、どうこれから、その発行で全額病院の窓口で支払わなくてはならない、資格証明書の方は払わなくてはならないということになりますけれども、それを何とかならないようなことを広域連合で対応することは考えられないかということございましょうが、これは厳しいかなと、制度としては難しいだろうと思えますけれども、そういう意見は今後の広域連合の中に、いろいろ審議の中で議論されることも考えられますので、そういうときには、そういう声を出していくこともあろうかなと、このように思っております。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時15分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻 登代子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 4 番について、3 番辻 登代子議員。

〔3 番 辻 登代子議員 登壇〕

辻 登代子議員 緑政会の一員として、通告している内容について質問させていただきます。

私は、寒河江市第 5 次振興計画が掲げる将来都市像、歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江を目指し、市民とともに施策実現に向けて努力してまいりたいと思っているところであります。

これまで、私の人生は民謡一筋でした。その経験の中で、常日ごろ切実に願ってきたことを述べさせていただきます。

それは、伝統芸能の伝承についてであります。多くの子供たちに日本古来の楽器、尺八、三味線、笛、太鼓などに触れてもらい、聞いてもらいたいと強く願っております。

現在、山形県の民謡人口は年々大幅に減少しており、財団法人日本民謡協会山形県連合会会員数、平成 12 年度 842 名、平成 18 年度 774 名、平成 19 年度 724 名、平均年齢 65 歳。子供会員 22 名。このままでは、民謡という文化は消滅してしまうのではないかと危惧しております。

民謡は、心のふるさとと申します。農民の農作業や船頭や木こりの労働の中から自然に生まれ、伝えられてきたもので、聞くたびに懐かしさや安らぎを感じるものであります。

ことしも各地で盆踊りが催されました。そもそも、盆踊りとは、先祖の精霊を迎え、慰めて送り出すというもので、また、夏の夜に人々が集い、心を結ぶ大切な場所ではありますが、年々参加者が少なくなっていることに胸を痛めているところです。

このように、地域における文化が時の流れにのまれ衰退していくことは、寂しいものであり、残念なことでもあります。これら文化を発掘し、あるいは再発見し、継承していくことが私たちの役目であると思っております。

こういった文化の保護は、やがて地域力となって寒河江市の発展に貢献できるものと思います。

そこで、今回、二つの質問をさせていただきます。

一つは、本市民謡であります「菊と桔梗」という祝いうたについてであります。このうたについては、ことし 2 月に発刊された「寒河江市史 下巻 近代編」に掲載されており、多くの方に読まれていることと思います。幕末に安孫子喜代治氏が京都の紅花商人から習ったというもので、以来、歌い継がれ寒河江地方の祝いうたとして全国に紹介されました。私ども民謡家にとっても、愛唱されているものであります。

秋を代表する菊と桔梗の組み合わせは、気品あるうたであり、日本の美しさをめでるうたであると思っております。

そこで、お伺いいたします。

かつて、結婚式や祝い事などで盛んに歌われたこのうたを、来年の花咲かフェアで子供たちを交え大合唱してはと考えておりますが、こうした取り組みについての御所見をお伺いいたします。

また、本市には、菊と桔梗のほか寒河江音頭、寒河江小唄、白岩小唄、三泉小唄などがありますが、これらのうたの保存、継承をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、祭りの見直しについて伺います。

ことしも6月16日にさくらんぼ囃子が行われ、ことし初めて踊らせていただきましたが、長年のマンネリ化のせいでしょうか、見物客が少なかったのが目立ちましたが、もっとにぎやかにする方法として、寒河江小唄や寒河江音頭を前座として披露し、その後にさくらんぼ囃子パレードなど、見せ場を多くしてみてもとありますがいかがなものでしょうか。

以上、第1問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

私の方から、さくらんぼパレードの方について主にお答えいたします。

本市の祭りは、御案内のように桜まつり、つつじまつり、さくらんぼ祭り、寒河江まつり、雛まつり一つにしているところの四季のまつり実行委員会がございまして、さくらんぼ囃子パレードは、さくらんぼ祭りの一環として行われております。

実行委員会におきましては、事業概要、予算のほかパレードなどの内容についても検討がなされております。

ことしの場合は、近年踊り手の高齢化や若い人の参加が少ないことや、子供が参加しやすいようにということで開始時間を早めるなどの対策をとったほかに、パレードのコースの変更をし、終了時間を短縮いたしました。

コースの変更は、これまで税務署からフローラまでの約900メートルの区間を市役所からフローラまでの約600メートルに短縮しまして、終了時間も30分程度早め、年配の方々の負担軽減と若い人や子供たちが参加しやすいように努めておるわけでございます。

加えて、パレードの1週間前の3日間にわたり、駅前広場を利用しながら踊りの先生を講師としてさくらんぼ囃子の講習会を設定し、パレードの盛り上がりを図りました。これには、テープの音楽を聞いて近隣の事業所からも参加いただいたり、通りがかった子供などの参加もあったようでございます。

その結果、参加団体は23団体から25団体、参加者数も1,326人から1,365人で、わずかではありますが前年を上回り、参加者からも好評を得ており、一定の成果があったように思っております。

パレードをにぎやかにする方法として、寒河江小唄や寒河江音頭を前座とするというようなことはどうかというような御質問でございます。

寒河江小唄や寒河江音頭、そしてまた祝いうたとしましての菊と桔梗の普及につきましては、まず人の目に触れる機会、耳に入る機会を多く設定する必要があるかと思っております。その場の確保というものは重要な課題だと思っております。

つつじまつり開会式や寒河江まつりでの音楽、太鼓、ふるさと芸能まつりへの出演、そして風っこ列車の歓迎レセプション、あるいは花咲かフェアINさがえでの披露や、農業と物産まつりなどの出演も考えられるわけでございます。

さらにまた、祝いうたでございますから、新春祝賀会というような中での、菊と桔梗の披露などということも考えられるのではなからうかなと、このように思います。

さくらんぼ囃子パレードにおいても、パレード全体の演出としてとらえながら、前座というだけではなくて、休憩時間を利用しての輪踊りなど、アピールすることでパレードそのものが魅力あるものになっていくと考えられます。

そういうことで、寒河江小唄、寒河江音頭、さらには菊と桔梗というものをどのように取り入れるか、積極的に取り入れていくようなことを実行委員会においても十分検討していただければなど、考えておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 教育委員会にかかわる御質問がございましたので、お答えいたします。

本市に伝承されております民謡「菊と桔梗」と、あるいは寒河江音頭や寒河江小唄などの保存継承をどのように考えているのかというようなことについてお答え申し上げます。

そもそも、私たちの生活を豊かに彩っております本市の文化は、私たちの多くの先人が日々の暮らしの中で、その幸せと繁栄を願い築き上げてきた生活のさまざまな様式が、有形無形の成果として今日に受け継がれてきたものであると、このように考えています。

したがって、時代や社会の変化、あるいは暮らし方の変貌等によって、常に新しい様式が文化として生まれると同時に、伝承されてきた文化もその一部は生活の中や私たちの記憶の中から失われることもまたあると、そのようにも考えております。

しかし、どんなに時代が変わろうとも、また、私たちの周囲の状況がいかに変化しようとも、私たちの先人が幸せを求め繁栄を築き上げてきた生きる知恵、生きる知恵を本市のすぐれた文化として大切に伝えていくことが必要であって、私たちはその責務を担っているんだと思いますし、伝統芸能は、その文化の重要な一要素であることは申すまでもありません。

このような、いわゆる文化の伝承と創造という活動は、そのまま本市が目指す歴史と文化が織りなす気品につながるものであって、これらが寒河江市の新たな展望がその中から開けてくると、このように考えております。

そういった考え方から、昨年11月に策定いたしました寒河江市教育振興計画では、その大きな柱の一つに「歴史と文化を活かし、新たな文化を育む人づくり」を置き、その中で本市の歴史と文化を学ぶことによって、あるいは伝統を豊かに継承することによって、生活文化を市民一人一人のものとしていくことができる。そして、このことによって、気品ある寒河江が実現されるのだと、このようにうたっております。

現在、こういう考えのもとに教育委員会としてもいろいろな事業を展開しているところでありますが、ただいま御質問の中にありましたように、多くの子供たちに尺八や三味線などの日本古来の楽器に触れてもらい、聞いてもらうということは非常に大切なことであると、このように考えております。

現在、市民の間でもこういった活動は活発に行われております。例えば、三味線子ども教室、華道子ども教室、能楽子ども教室、日本舞踊子ども教室など子供を対象とした各種教室が開催されております。

また、学校におきましても、寒河江小学校や柴橋小学校など市内七つの小学校で、我が国古来の打楽器である、いわゆる和太鼓への取り組みが活発に行われております。これは、県内でも注目されていることでございます。

このように、感受性の強い子供の時分に身をもって体験したことは、そのまま一人一人の心のひだに刻まれて、そしてそこで得た感動は血となり肉となって、ひいては伝統文化の継承につながっていき、そしてそれを基盤とした新たな文化を生み出すきっかけとなる、このように考えているところです。

御質問の菊と桔梗についてであります。このうたは、以前に寒河江地方の祝うたとしてNHK放送局からたびたび全国に紹介され、今では山形民謡の一つとして全国的に歌われているうたでございます。

本年2月に発行いたしました「寒河江市史 下巻 近代編」で取り上げたことによって、このうたが寒河江市ゆかりの民謡であることを多くの市民に再認識してもらうことになったことは、大変意義深いことであったというふうに考えておるところです。

この菊と桔梗をさらに普及させるために、民謡に携わる方々にいろいろな場で歌っていただき、積極的にPRしていただければと思っております。そしてそのことが、将来花咲かフェアのような大きな舞台での発表につながれば大変すばらしいものであるというふうに考えているところでございます。

教育委員会といたしましても、例えば、総合文化祭で積極的に披露してもらうなど、民謡界の活動が市民に触れる機会を大切にしながら、できる限り支援してまいりたいと考えています。

次に、寒河江固有のうた、あるいは寒河江から広まったうたの保存継承ということについてお答えいたします。

例えば、三泉小唄がございしますが、これは地元の人たちがそれを復活させようという盛り上がりを見せ、地元出身の民謡歌手大塚文雄さんに依頼してテープに吹き込んでもらったということを聞いております。そういう地域の活動の中で、三泉小学校でも三泉小唄を地域の伝統文化として取り上げるようになり、学校行事や地域行事で披露するほか、寒河江まつりでの音楽・太鼓・ふるさと芸能まつりでも披露することなどによって、今では全市的に知られるものになってきております。

また、幸生小唄も地元の人たちの熱意で見事に復活しております。さらに、寒河江小唄は、そのきれいなメロディーとすばらしい歌詞、そして歌いやすさということもあって、現在も多くの人に愛されております。

このように見てまいりますと、寒河江の伝統文化、あるいは伝統芸能を子供たちが伝承しているその活動には、地元や愛好団体の方々の盛り上がりがあって、それが土台となっているという事実がやはりございます。

教育振興計画においても、童謡、童話、子守歌などを学んで実践する市民運動の推進を主な取り組みの一つとして掲げており、努力しております。

民謡家の皆様にも、その核となって伝承活動を推進していただきたいと、このように思っております。

また、今年度からスタートいたしました歴史文化ふるさと回帰事業は、こういった市民の活動を物心両面にわたって支援する制度であると、このように考えておりますので、その際にはぜひご利用いただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 辻議員。

辻 登代子議員 答弁ありがとうございました。

菊と桔梗については、折に触れ歌う機会を持ちながら、私も努めていきたいと思ひますし、行政としても、これから御支援よろしくお願ひを申しあげます。

また、各地区の音頭、小唄の収録などをしていただければ幸いと思ひております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

伊藤忠男議長 市長。

佐藤誠六市長 1問に答弁申しあげましたけれども、寒河江小唄、寒河江音頭、菊と桔梗にいたしましても、民謡界のみならず、これは市民運動として取り組まなければならないのではなかろうかなど、このように思っておりますし、第5次振興計画の掲げている考え方があのようでございますから、また19年度におきましても、ふるさと回帰事業ということで、何点かの事業をやっておるわけでございますので、今後、この三つの民謡等々につきましては十分市民の中に定着するような形で歌い継がれ、あるいは踊られていくように思っております。

また、私は専門家ではないからわかりませんが、寒河江小唄なり、あるいは音頭なりは、パレードの中でやる場合等々につきましては、現在行われているような振り付けで差し支えないのかどうか、あるいは変えていく必要があるかと、その辺は専門家によって十分検討していただくことも必要かと、このように思っております。

國井輝明議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号5番、6番について、6番國井輝明議員。

〔6番 國井輝明議員 登壇〕

國井輝明議員 このたび当選させていただきまして、初めての一般質問ということで、大変緊張しております。一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いを申しあげて、これより質問に入らせていただきます。

私は、緑政会の一員として、多くの市民を代表し、通告している課題について順次質問させていただきます。

まず、通告番号5番の花咲かフェアINさがえについて質問させていただきます。

平成14年度に開催された第19回全国都市緑化フェアの開催後、寒河江市独自の事業として花咲かフェアINさがえを開催し、本年で数えること5回となっております。平成15年度の入場者数は15万1,982人、17年には25万2,555人、そして5回目の開催という節目の年である本年は30万7,738人も来場者を迎えることができました。

その中で注目すべきは、観光バスで来られる来場者であります。こちらは台数にして平成15年の開催時に比べ2倍以上である890台、来場者数にかえてみますと3万4,120人という数に上ります。このほかにも自家用車で来られる観光客も来場しているわけではありますが、私は、大型バスで訪れる観光客がふえていることを大変評価しております。これも、積極的なPRの成果が出ているものと感じます。

また、ボランティアの数も平成15年度の開催時には2,421人でありましたが、今年度は6,271人にまでふえ、市民の理解も得、まさに行政と民間が一体となって取り組み、本県を代表する一大イベントへと成長したものと認識しております。

本市にさくらんぼ狩りに来られる観光客の7割は花咲かフェアに訪れるということですし、観光客の多くは日帰りのツアーに参加し、本市に訪れます。高速交通網の整備も進み、観光客も本市以外へさくらんぼ狩りに行きやすくなっておりませんが、花咲かフェアを開催することで、本市に観光客が流れる傾向の方が強くなっております。スマートインターチェンジもその要因の一つではないでしょうか。これも、市長がこだわり続けたさくらんぼの時期での開催、また会場内での魅力あるイベントによって来場者がふえているものと考えられます。

私も、ボランティア等さまざまな立場で参加させていただいたところですが、会場内で感じたことを一つ述べさせていただきますと、小さなお子さんが楽しめるイベントが開催された日に、多くの来場者が詰めかける傾向があるということです。

例を挙げてみますと、キャラクターショーの開催です。このショーを見にきた方々にお尋ねしましたところ、寒河江市内だけでなく、遠くは米沢市からも御来場いただいているということでした。子供たちが大勢集まり、はしゃいでいる姿を見ているだけで、何か活気を感じ、とても楽しいイベントに思えるのは私だけでしょうか。観光で訪れた方で、私と同じように感じる人も少なくないでしょう。

そこで、これまで述べたことを踏まえて質問させていただきます。

まず、今後の予算規模についてですが、平成15年度から本年度までの事業費は約3,000万円ということで事業を進めておったようですが、来年度より1,000万円に減額されておりますが、どのような理由からか。また、次回からの開催内容をどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

来場者も年々ふえる傾向にあり、成功している事業でありますし、本市の魅力をPRするためにも今

後も力を入れるべきものと考えますが、いかがでしょうか。

次に、メインとなるイベントの確立についてですが、花咲かフェア開催期間中に行ったイベントで、最も注目したのが花あかり月うたげであります。このイベントは、市内の有志で実行委員会を組織し取り組んだものでありますが、このイベントだけでの来場者数は、昨年度の5,000人を大きく超え、3倍の約1万5,000人も訪れております。また、多くの市民からも高い評価を受けたものでありますから、ぜひとも継続していくべきものと思います。

本市で開催されるイベントとしても、これまでにない幻想的な中にも感動を与えるすばらしいものであったと私は感じました。

花咲かフェアといえば、花あかり月うたげと言われるような本市を代表するイベントとして確立し、継続して開催できないものか市長のお考えを伺います。

次に、駐車場の確保についてですが、花咲かフェアには多くの人が集まるもので、いろいろな問題も起こってまいります。最大の問題は、何といたっても駐車場の確保であります。これまでは最上川ふるさと総合公園近辺の空き地を利用し駐車できましたが、その空き地に国保連合会の会館建設、また農協で建物を建設予定されるなど、駐車場の確保がこれまでになく困難になると考えられます。

そこで、今後駐車場をどのように確保するのか。また、それにかわる会場までのアクセス方法などのお考えがあるのかをお伺いいたします。

次に、通告番号6番の商業の振興について質問させていただきます。

第5次寒河江市振興計画の基本構想の中で、「人行き交い、賑わいある商業の振興」の項目の中で、「集客力の向上を図るため、イベントや祭りの開催、また歴史や文化を生かした広域的観光などを推進しながら、賑わいのある商業の振興に努めていきます」とありますが、どのような取り組みをしていくのかお尋ねいたします。

つい先日、「知恵の和」というイベントがございました。このイベントは、本市で商業を営んでいる若者たちが中心となって取り組んだ事業ですが、その内容としては、各事業所ごとブースを設け出店し、それぞれが持つ、皆様に役に立つ知恵や情報を市民に提供するというものであります。また、このイベントをフローラ・S A G A Eで開催することにより、中心商店街の活性化を図る目的を持つものであります。

このような団体が、商業の活性化に向け活発に活動しているわけですが、行政としてどのような支援をされているのか。また、商業の活性化にどのようにして取り組んでいくのかをお尋ねし、私の第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、花咲かフェア I N さがえについてでございます。

御案内のように、花咲かフェア I N さがえは、平成 14 年に開催されました第 19 回全国都市緑化やまがたフェアの成功を受けまして、ポスト緑化フェアとして花と緑に囲まれた潤いある暮らしをテーマに、さくらんぼの収穫時期に合わせ平成 15 年から毎年 6 月に最上川ふるさと総合公園を会場に開催いたしまして、回を重ねるごとに来場者がふえ、今では本市の美しい景観や市民の温かいおもてなしの心を全国に向けて発信する山形県を代表するイベントとして、県内外に認知されるようになったと考えております。

ことしは、第 5 回目となる記念の年でもありました。第 5 回目を記念しまして、記念植樹や本市とゆかりのある彫刻家の松田重仁彫刻展や、記念抽選会、大道芸による笑いのフェスティバルを行うとともに、花あかり月うたげでは、5 回目を記念して 270 発の打ち上げ花火などの事業を展開いたしました。

また、フェア期間中の 6 月 16 日には、第 1 回から数えて 100 万人目の入場者があるなど、23 日間で約 30 万 8,000 人の多くの来場者に夢と感動を与え、無事に終了することができました。

御質問にありました今後の予算規模についてでございますが、これまで御指摘のように、フェア事業費としましては平成 15 年度は 3,200 万円、平成 16 年度から平成 18 年度までは 3,000 万円、本年度は 2,800 万円で開催してまいりました。来年度以降であります、平成 18 年 11 月に策定した平成 19 年度から 21 年度までの実施計画においては、平成 20 年度、21 年度の事業費は 1,000 万円としているところであります。

花咲かフェア I N さがえは、回を重ねるごとに、多くの市民から、今後においてもこれまでと同様に開催していただきたいとの意見が寄せられております。また、本市のさくらんぼ狩りと一緒になった観光事業の相乗効果などを総合的に勘案しますと、平成 18 年度の実施計画では、平成 20 年度から 1,000 万円としておりますが、これから策定する平成 19 年度の実施計画においては、来年度以降においても本年度と同程度の事業費を確保し、より魅力と感動のある花咲かフェア I N さがえを継続して開催してまいりたいと考えているところであります。

次に、花あかり月うたげを継続し、本市を代表するイベントとして確立できないかとの質問であります。昨年から開催しました花あかり月うたげは、夜に電気を消し、花と緑に囲まれた会場をろうそくの明かりをともした幻想的な雰囲気の中で、一人一人が省エネルギーや地球温暖化などを考えるとともに、緩やかな夜を過ごしていただきたいという目的で開催しました。会場をともするろうそくは、多くの学童保育の児童や市民によって、ことしは約 3,000 本がつけられ、会場を彩ることができました。

また、会場の企画から運営まで青年会議所と商工会青年部の皆さんが、昨年のフェア終了後からボランティアとして活躍いただくなど、市民参加の手づくりイベントとして多くの方々から人気を博することができました。来年度以降につきましても、多くの方々によりますところの手づくりの花咲かフェア I N さがえのシンボルイベントの一つとして継続してまいりたいと考えているところであります。

次に、駐車場の確保の御質問についてお答え申し上げます。

今年度の駐車場は、公園第 1、第 2 駐車場と民間スペース未利用地のさがえ西村山農業協同組合、さ

がえ土地建物株式会社、寒河江市土地開発公社が所有する土地を借用し、駐車場として活用させていただき、約1,500台の駐車スペースを確保いたしました。今後における民活エリアについては、御案内のように山形県国民健康保険団体連合会の建物建設や、さがえ西村山農業協同組合敷地での産直施設と加工施設の建設計画があるわけでございます。

それぞれの施設が完成すれば、農協を初め民間の駐車場の活用と国保連合会の駐車場については職員が勤務しない土日に借りるなど、民活エリアを有効に利用してのフェア駐車場の配置を計画してまいりたいと考えております。

次に、本市商業の振興についてお答えいたします。

元気な寒河江を内外にアピールし、にぎわいのあるまちづくりと観光誘客を推進するためには、商業の活性化が重要な課題であると考えております。本市商業の振興策として、これまでも寒河江市商工会との連携を図りながら、にぎわいづくりの推進、商店や中小企業向けの融資制度の充実に努めてきたところであります。

にぎわいづくりの推進策としては、市街地でのイベントや祭りの開催、中心市街地活性化の核となるフローラ・SAGAEの運営、店舗利用者のための駐車場の整備をしており、商店街組織が実施する事業として、花ミズキ祭り、ほくほく券発行事業、イルミネーション事業などに対しましても助成を行って支援をしてきております。

資金面での対策といたしましては、店舗、企業の経営の安定と近代化を図るための融資制度の設立により、資金調達を容易にするほか、各種制度資金の融資に伴う信用保証料の補給を行ってまいりました。

そして、中小企業の経営や金融、労務等の面で地域における重要な指導機関である寒河江市商工会の活動に対する補助などともあわせて行ってきており、状況の変化に対応しながら今後とも商業の活性化に努めていく必要がございます。

お話がございました商工会青年部によるところのさがえ知恵の和のイベントは、昨年に続く第2回目の開催でございまして、各事業所の若者が中心となって企画実行したもので、大勢の市民が訪れております。フローラ・SAGAEを会場に開催したもので、中心商店街の活性化に大きく貢献したものと思っております。

この事業に対しましては、寒河江市共催ということで場所の提供と資金面での支援もしておるところでございます。

また、中心市街地活性化の核となるフローラ・SAGAEの利用においても、その設立の趣旨から、特に寒河江市の中心商店街連合会及びその構成団体、それから寒河江市商工会、商業関係認定団体を使用料の減免団体としており、施設を積極的に利用していただくことで市街地の活性化を図っております。

さらに、四季を通した全市的なイベントや、さくらんぼシーズンの来訪者、そして史跡、文化財への観光客に対して、本市の物産その他の情報を積極的に発信し、商業の振興及びにぎわいづくりを推進しております。

今後の展望といたしまして、寒河江市の表玄関として街並みが整備された駅前地区においては、昨年設立しました寒河江駅前地区まちづくり推進委員会とともに活動を通してのにぎわいづくりをしてまいります。

また一方、上町、六供町の流鏝馬通りの街並み整備に伴い、新しいにぎわいづくりも出てきます。そして、それらの関係団体と中心市街地活性化の核となるフローラ・SAGAEとが連携をとりながら、

中心市街地の活性化を図っていく必要があります。

以上、行政としての商業振興策を述べましたが、どのような産業でありましても、事業者みずからが消費者のニーズの変化をとらえる必要が求められているのではないかと考えております。

その上で、寒河江の歴史、風土、地場産品などの地域資源を活用し、特長づけたブランドをつくり上げ、内外に強くPRしていくというような力強さが必要であろうかと考えております。

さらに、魅力ある商店がふえるということが客の増加にもつながり、後継者の育成にもつながるものと考えております。さがえ知恵の和のイベントに象徴されるように、そうした若者の動きが現実にあるわけでありまして、地域の商工業の総合的な発展を担う商工会及び商工会青年部、さらにはその他の関係団体の活動の輪の広がりに期待し、これらの状況に応じて積極的に支援してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 大変前向きな御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

事業費といたしましても、本年と同額程度予定しているということで、大変安心したところでございます。

今年度、5回目のイベントにも本当にボランティアとして私も参加させていただきましたけれども、非常に県外からの観光客と市外からのいろいろな来場者がいらっしゃるということで、非常に交流の輪が広がるイベントでありますし、今後、寒河江市に定住人口の増加という意味でも大変重要なイベントかなというふうに私は考えております。

また、二つ目に申しあげました花あかり月うたげでございますけれども、同じ同規模の事業費ということで、まずは心配なく来年度以降も開けるのかなというふうに思います。先ほど、環境問題にも配慮したというようなことでございますが、実行委員会の方にもちょっとお伺いしますと、ろうそくづくり3,000本ほどというようなお話でしたが、皆様がいろいろなお寺や何やら、廃材のろうそくを集めたりと、非常にボランティアとして一生懸命集めて、それを利用した、いわゆる環境問題ということですが、リサイクルという意味でも貢献しているのかなというふうに思います。

また、駐車場の方ですが、これまで1,500台ということで、大変これは、これまでの土地のことから考えますと、非常に確保が難しいということですが、いろいろと、いろいろなエリアを利用して確保するというので、大変、こちらの方も安心しております。

ただ、開催期間中は土日が非常に来場者が多いということで、その観光客、来場者に対してのスペースは大変、確保は大丈夫だというふうに思いますが、さきに申しあげました花あかり月うたげ、約1万5,000人も、夜の一、二時間の時間帯で大変多く来ますので、そういったところ、いろいろとまた大変なのかなというふうに印象を持ちました。

あとは、観光の問題でございましたが、いろいろな融資制度、そんなことでも大変行政としても頑張っているということで、大変私もうれしく思いますし、今後もそのように行政としても一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

一つ、第2問目で改めてちょっと質問させていただきたいんですが、事業費は大変、昨年度同様にしたいということでございますが、予算も大変厳しいかと思えます。今年度、いろいろ駐車場とか入場者から協力金ということで集めていたようでございますが、どの程度集まっていたのか。

また、その協力金だけでは私も足りないのではないかなというような心配もございまして、正直、花咲かフェアを開くことで大変恩恵を受けているのは、先ほどの、私の質問ではありませんが、答弁いただきましたが、さくらんぼ農家ではないかと私は感じております。そのさくらんぼ農家ですが、個人でなく団体に対して協力金を少しお願いするなどのことはできないものかなと思っておりまして、本市でさくらんぼの園地としては300ほどあるようですが、さくらんぼ団地というんでしょうか、そういった団体が市内には7団体、また観光さくらんぼ園が99個ほどということでありまして、そういった方々からでも、ほんの少しでも結構だと思えますが、協力金をいただくようなお考えはないのか、そちらをお伺いしたいと思います。

あと、商業の方の振興の問題についてですが、中心商店街の活性化ということで、非常にいろいろなことで先ほど述べられましたので、具体的に、ちょっと同じような質問になると思いますが、改めてち

よっとその辺をどのように取り組んでいくかということ、ひとつ、お伺いしたいと思います。

あと、その件にちょっと関連しますが、ほなみ団地を今いろいろと事業で進めていらっしゃるんですが、ちょっと私も正直詳しくはわかりませんが、ほなみ団地の中心に、私はちょっと大型店と理解しておりましたが、中型店かもしれないが、お店を誘致しているようではありますが、中心商店街とのかかわりは、今後どうなるのかということが、ちょっと気になりましたのでここを質問させてもらいたいと思います。中心商店街からは少し離れた距離にありますので、顧客の流れがそちらにも流れるような傾向にあるのではないかなという心配から、一言そちらをお伺いし、私の第2問とさせていただきたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ろうそくを使った幻想的な夜の祭りとしての花あかり月うたげ、大変好評だったようでございますし、私も見ておりますし、点灯式も出ておりまして、最後まで臨んだわけでございますけれども、第 1 問でもありましたように、寒河江市内の方ばかりかなと思いましたが、やはり、市内外から多くの方々が来ておりまして、そしてまた、花火もあるということで、敷布を敷いておって、家族ともども自分たちのうたげもやっていらっしゃるといようなことも見られたわけでございまして、大変、楽しみにしておるところのイベントだったなど、このように思っております。

ろうそく、先ほど申しあげましたように、青年会議所等々の方々から、あるいは仏教界の方々から小中学校の方々から、ろうそくをあのようにつくって、3,000本をともしていただいたわけでございませぬけれども、全くほかにならないようなイベントになってきたなど、このように思っておりますので、今後とも御協力をちょうだいしながら続けてまいりたいと、このように思います。

それで、協力金のお話が出ましたけれども、17年度、18年度は募金箱を設置しましてお願い申しあげたところでございますが、グリーン基金は17年度は10万8,798円、18年度は15万3,671円でございます。

今年度は花咲かフェア従事者が、直接来場者に声をかけるなどしまして協力をお願い申しあげたところから、グリーン募金、入場協力金が139万9,260円、駐車場協力金47万4,170円合わせますと187万3,430円の協力を得たということになりまして、改めてその協力の大きさと、そしてその支援に対しまして感謝をしているところでございます。

それから、さくらんぼ生産者の団体からというような協力をお願いできないかということでございませぬけれども、周年観光農業推進協議会からは、平成17年度よりガイドブックに広告を掲載しまして、フェアに協賛していただいております。

フェア事業への協賛金については、今後、JAさがえ西村山農業協同組合とか、あるいは周年観光農業推進協議会の方にも話をしてみたいと思っております。

何にしましても、花咲かフェアとさくらんぼのもぎとりと、あるいはチェリーランドほかのおみやげ、これは3点一緒、あるいはまた市内のそば屋さん等々のお店に入っていく。4点セットといいますか、その辺が、何にしましても相乗効果を発揮しているものこのように思いますので、市内の各団体からも御協力いただき、あるいは積極的に御支援ちょうだいをしたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、ほなみ団地のことでございませぬけれども、御案内のように、16.7ヘクタールに及ぶところの土地でございまして、300区画の住宅地というものを整備しようということで、今、鋭意取り組んでおるわけでございませぬし、あそこは新しいところの寒河江市の町というものが出てくるものだろうと、このように思っておりますし、そういうのにおきましては、あの区域の中での商業の発展というのみならず、御指摘のように、やはり、中心市街地との関係、あるいは周辺自治体とのつながりというものの中での商業の活性化が図られればなど、このように思っているところでございまして、団地内での買い物ができるというだけでございませぬで、これは、この住民の利便性の確保の上で、これは当然必要なことでございませぬけれども、下釜山岸線やら国道112号線とのアクセスが整備されれば、いわゆる今申しあげましたように中心市街地あるいは周辺の自治体、あるいは112号を通過するところの方々にもお寄りいただくような商店街形成というにぎわいを形成されればなど、このように思っております。

そして、中心市街地とほなみ団地というようなものが、回遊性のあるものになっていけばなど、このように思っておるわけでございまして、よい影響が出ることを願っておるわけでございます。

それから、イベントにいたしましても、今、申しあげたようにいろいろ中心市街地とほなみ団地を結びつけたような関連の中でのイベントなども生かしながらやっていきたいと、このように考えておるところでございますので、今後の整備を待ちながら、十分検討していかなければなりませんし、今から当然、これの企画等につきましても考えてまいらなくてはならないものだなと、このように考えておるところでございます。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 1問目に対して、また2問目に対しても大変前向きな御答弁、また非常に私の質問に対しても非常に御理解いただけたと思います。本当に、私の意図するところは御理解いただけたと思いますので、以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

大変ありがとうございます。

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号7番について、2番石山 忠議員。

〔2番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 初めての一般質問に当たりまして、このテーマに強い関心と希望をお持ちの市民とともにの気持ちで御質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告番号7番、指定管理者制度導入後の成果と課題についてお伺いいたします。

公共施設の管理運営業務を、公共的団体以外の団体でも直接行うことを可能とする指定管理者制度が平成15年9月に施行されました。

これによって、すべての公共施設は施設の管理を直営するか、指定管理者を定め委託するかを決めることになり、3年間の経過措置が平成18年9月に終わることから、寒河江市においても平成18年4月から社会体育施設や社会福祉施設を初め24の施設において指定管理者の指定を行い、さらに平成19年4月においても指定管理者による施設を拡大し、指定管理者制度を実施しています。

これまで、約40年間にわたり続いてきた管理委託制度により、各自治体においては自治体が出資する外郭団体を中心に施設の管理を委託してまいりましたが、自治体の財政悪化が顕著になり、採算性を度外視した施設運営は住民の反感を買い時代となりました。

そこで、管理者にこれまで以上の権限を与え、新たな視点に立った管理運営を促すことにより、施設が活性化し、収支の改善や利用者サービスの向上など、さまざまな効果が期待できるとして導入された指定管理者制度ですが、経過措置が終了した平成18年9月2日現在における全国の各地方公共団体における指定管理者制度の導入状況を、総務省が平成19年1月31日に「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として発表いたしました。

調査結果の内容では、全国における指定管理者制度導入施設数は6万1,565施設で、内訳は都道府県で7,083施設、指定都市で5,540施設、市区町村では4万8,942施設となり、導入率は59.2%、山形県では県自体としては136施設、県内市町村では729施設が導入をしております。

指定管理者の指定期間では、全体で3年間で47.3%で最も多く、続いて5年間で28.9%となっており、市区町村別では3年間で45.3%、5年間で31.6%という結果が出ています。

自治体側としての当初の期待は、財政負担の削減とサービスの向上が圧倒的でありましたけれども、重点テーマとして、自治体側が施設をどうしたいのか、経費削減なのか利用者増加なのか、あるいはリニューアルなのかなどのポイントから、徐々にお金よりもサービス向上に移りつつあるということも言われておりまして、課題としては、外郭団体の雇用問題も大きくなっていますが、最近では、事業者が撤退した場合はどうするかといった課題も取り上げられているようです。

また、大きなテーマとしてモニタリング、つまり監視システムをしっかりとつくっておかないと、制度自体がおかしくなってしまうというような心配も取りざたされています。

さらに、指定管理者制度における自治体の役割として、指定管理者制度を導入しても施設の運営に関する地方自治体の責任は変わらないこと、むしろ、業務の監督などが義務づけられたので大変になる面もあります。施設の運営水準がその自治体の施策の水準を決定づけると言っても過言ではなく、指定管理者との協働作業により施設の効用の最大化と管理経費の縮減を継続的に追求することが重要なことと

なります。

そこで、寒河江市において平成18年度に指定管理者制度を導入した施設について、3年間の指定期間の約半分が経過したところで、次の点についてお伺いをいたします。

一つ目は、1年を経過した指定管理者制度を導入した施設の実績評価の内容についてお伺いをしたいと思います。

続いて二つ目に、指定管理者から事業年度の終了後、事業報告書が提出されたと思いますが、その中で、要望や提案、提言があれば内容について、また、その対応策についてもお知らせいただきたいと思えます。

三つ目として、県内の市においても、市の関与及び出資法人、公共的団体の処遇について検討している例が多くあるというふうに聞いておりますが、特に市社会福祉協議会や市体育振興公社など職員の処遇について考慮すべき団体について、現段階において検討なされていることがあればお知らせいただきたいと思えます。

例えば、文化と体育を一緒にし、体育文化振興公社といった組織にすることにより、広範な事業が展開できると思えますが、いかがでしょうか。

これで第1問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、指定管理者制度についてでございます。

御案内のように、本市においては昨年 4 月に、これまでの管理委託制度により公共の団体に管理運営を委ねてきた施設を中心に 24 の施設に制度を導入したところでございます。

御質問は、その実績に対する評価についてでございますが、本市におきましては制度を導入した施設の管理の適正を期するため、毎年事業報告書の提出を義務づけておりまして、その事業報告書をもとに副市長を委員長とするところの庁内の指定管理者候補選定委員会において、施設の管理運営実施状況、それから収支状況、さらに利用状況等について評価を行うことにしております。

平成 18 年度実績の具体的な評価の内容についてでございますが、まず、施設の管理運営実施状況については、制度を導入した、今申しあげた 24 施設については、管理委託制度や業務委託など、それまで当該施設の全部または一部の管理経験を有する団体、法人が指定を受けたこともあり、特段の問題もなく全施設とも自主事業も含め応募時に提出された事業計画書に沿って、良好な管理運営がなされていると評価いたしました。

中でも、技術交流プラザといこいの森につきましては、独自のサービス向上策や利用増を図る取り組みを行い、利用者の増加につなげるなど自己の施設を運営するような感覚で管理運営が行われており、他の模範になるとして高い評価をしたところであります。

収支状況については、すべての指定管理者において歳入が不足したということはなく、指定管理料を支出している 22 施設、それから 10 の指定管理者のうち 9 者について、主に光熱水費と除雪関係経費の削減により剰余金が生じている状況にありました。

限られた予算の中で、経費削減を図りつつ、適正な施設の管理運営が行われたと評価したところであります。

また、一部の指定管理者は剰余金を用いて独自に施設修繕等を行っており、指定管理者の判断による迅速で適切な施設管理が行われたと評価したところであります。

それから、施設の利用状況については、利用者数を把握している 17 施設のうち、12 施設では利用者が増加しましたが、利用者が大きく減少した施設もあります。体育館、これは県大会等がなかったというようなこともあったろうと思います。利用者減少の分析を求めたところであります。

個別の評価結果については、各指定管理者に通知したところですが、他の指定管理者の取り組みを参考にして、より良好な施設の管理運営に取り組まれるよう各施設のサービス向上、それから施設の有効利用、運営の効率化に関するアイデアをまとめまして、すべての指定管理者に提供したところであります。

次、導入後の成果と課題。提言があれば、その内容等、あるいは対応策についての御質問がございました。

指定管理者の平成 18 年度の事業報告書に、施設の管理運営に関する新たな提案はなかったところでありますが、管理運営上の要望として、施設の修繕や大規模な補修など老朽化への対応が求められたところであります。

いこいの森など、指定管理者から出された施設の修繕などの要望に対しましては、緊急度を勘案しながら指定管理者と一体となって修繕等を実施し、利用者が安心して利用できるよう努めたところであります。

また、大規模な補修等の要望についてであります。施設の中には建設から30年以上経過している施設もありまして、いずれ、大規模な補修等が必要になるとお考えですので、財政状況を見ながらになりますが、今後計画的な補修等について検討していかねばならないと考えておるところでございます。

それから、職員の処遇とか、あるいは組織の整理統合といいますが、統合等についての質問がございました。

市の社会福祉協議会と体育振興公社についてでございますが、総務省の公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果によりますと、全国の市区町村の昨年9月時点において指定管理者制度を導入している4万8,942施設のうち、約3分の2が公募によらず従前の管理受託者が引き続き指定管理者に指定されている状況となっております。本県の状況は、その割合がさらに高く、約4分の3となっております。本市においては、指定管理者制度を導入した24施設のうち公募によらない施設は9施設で、約10分の4という状況でございます。

このように、本市において全国、県に比較して公募によらない施設が少ないのは、本市では指定管理者制度の趣旨を踏まえ、条例で指定に際して公募を行うものと規定し、特別な場合にのみ公募を行わないことができるとしているためであります。この原則公募を前提に、指定管理者制度導入以前に社会福祉協議会が管理を受託していた老人福祉センター、屋内ゲートボール場、児童センターについても公募を行ったところであります。そして、結果的に社会福祉協議会を指定管理者に指定したところであります。

体育施設については、施設の管理運営を目的として市が体育振興公社を設立した経緯があるわけでございます。その存否についての検討が必要なため、公募を行わなかったところでございます。

来年度には、平成18年度から指定した施設の指定期間が3年度を迎え、新たに21年度以降の再指定に向けた手続を進めていかねばなりません。

社会福祉協議会が指定管理者となっているところの老人福祉センター、屋内ゲートボール場、児童センターについては前回公募を行っており、次回も同様に再度公募を行っていく考えでございます。

体育施設については、前回同様体育振興公社の設立趣旨を踏まえまして、公募を行わない考えであります。また、体育振興公社を文化と体育を一緒にした体育文化振興公社というような組織にすることについてもお話がございしますが、このことに関しましては、市民文化会館と郷土館の文化施設の管理運営のあり方について検討していかねばならないと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

指定管理者制度を導入し1年を振り返っての御答弁をいただきましたけれども、さらに内容を深めるために、第2問をさせていただきたいと思います。

ただいまの御答弁で、全体的にはすべての指定管理者において合格点の管理運営が行われたようではありますが、どうしても人員削減と人件費節減に傾き、制度の内容を十分に理解されないまま指定を受け、管理を実行された施設もちょっと見受けられました。

経費の削減が図られた施設におきましても、先ほども出ましたけれども、光熱水費や除雪関係経費など、暖冬小雪など自然現象による影響が大きいと思われます。さらに、利用者の減少している施設についても、その原因について、これからも分析を進めなければならないと思いますけれども、その原因の一つとして、施設におけるハード面の整備が十分であったかなど、検証をし、対策を講じなければならないと思います。

施設整備に係る補助事業が大変困難になっている現在ですけれども、平成20年度の重要事業要望の中で、各種施設の整備促進及び財政措置についての要望は、県のみならず国にも要望を続けて実現につなげてほしいと思います。指定管理者のノウハウを発揮して、市民が利用しやすい施設にすることが最も大切なことだと思うからであります。

そこで、各施設のリニューアルによって制度の効果は増大すると思いますけれども、そのお考えがあればお伺いしたいと思います。

例えば、今、話題になりましたけれども、屋内ゲートボール場などは類似施設のグレードが上がり、現在のコートでは不十分なので、人工芝化ができれば、健康増進のために利用者が増大するといった要望もあります。介護予防重視となりまして、元気高齢者もたくさんおられますので、ぜひ、お取り組みをお願いしたいと思います。

さらに、先ほどの御答弁にもありましたけれども、施設の老朽化によりましてメンテナンスにも苦労されているようではありますが、市のサイドでは少額と思われる修繕費などでも、管理者にとっては負担感が大きいものがございます。これまで以上、管理者側と協議を進めて対応されることを望んで第2問といたしますので、よろしくお伺いいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 18年度の実績を見ますと、ただいま申しあげましたように、まずは指定管理者にお任せしたという効果というものがあらわれていると。そしてまた、指定管理者におきましても、その趣旨を十分理解して運営に当たっていらっしゃるなどというような気持ちがしておるわけでございます。

御指摘のように、光熱水費等々は、あるいは維持補修というような面では暖冬等に救われたというようなことも若干、これは見受けられるようでございますけれども、いつも、昨年度のような雪が少ない、あるいはそれに対する経費が少なく済むというような事態は期待できないわけでございますので、十分心して、これからいかなくはならないものだろうと、このように思っております。

それから、整備についてでございますが、特に取り上げられたのが屋内ゲートボール場の人工芝化についてでございますけれども、これは高齢者の健康と生きがいづくりを目的としまして天候に左右されなくて、年間を通じてできるというものに整備した施設でございまして、年間約5,000人の利用があるようでございまして、先日、市のゲートボール協会から、現在の土のコート人工芝のコートに改修することの要望書が出されたところでございます。

この要望書を見ますと、人工芝の方が楽しみが倍加すると。それから、現在大きな大会ということになりますと人工芝のコートで実施しているようでございまして、さらに近隣には人工芝のコートというのではないようでございます。ですから、ぜひとも、県内というよりも全国的にしょっぱなを切ってといいますか、先端を走って整備されたところの屋内ゲートボール場でございますから、これまでも補修を重ねてきたわけでございますけれども、さらに人工芝に切りかえてほしいということがあったわけでございまして、市内の愛好者はもちろん、交流の輪というものがさらに広がるだろうということでのお願いの筋がございました。

屋内ゲートボール場に限らず、施設のリニューアルを行おうとする場合は、現在の利用状況やら、あるいは整備に要するところの経費と整備後の利用者の増にどのくらい結びつくかと、効果ということなどを、そしてまた、市の財政状況というようなものも総合的に検討していかなければならないところでございまして、要望書が提出されたときにも十分検討させていただきますと、そういう趣旨のことを申しあげたところでございました。

それから、リニューアル、施設の修繕についてでございますけれども、第1問でも答弁申しあげましたように、老朽化している施設については財政状況というものも踏まえながら計画的な補修を検討していかなくはならないなど、このように思っております。

日常的に起こるところの少額の修理につきましては、現場での迅速な対応が求められますので、指定管理者の判断で行うようにしているところでございます。その際の経費負担につきましては、指定管理者と十分協議を行い、迅速に対応し、利用者には不便を来さず、安心して利用できるようにと、このような対処方法で臨みたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 いろいろとありがとうございました。

第3問としましては、これまでリニューアルというのはなかなか補助事業がございまして苦勞をしているということと、それから、ランニングコスト、それをカバーするためにいろいろと努力をされているということは十分承知しておりますので、それで、精いっぱい頑張っていたいただければありがたいなというふうに思います。

そこで、指定管理者制度そのものは、行政が指定管理者に施設の運営をお任せしたということだけでなく、一緒によい運営を市民に提供し、それによって事業振興を図っていく目的があります。指定管理者とさまざまな形で、先ほど市長もおっしゃっておりますけれども、協議をすることは大切なことだと思います。

また、利用者や市民を、サービスを提供する、供給するという対象として考えるべきではなくて、例えば、教室事業の講師を地域の方々をお願いすることによって、地域との結びつきが強くなるとか、あるいは運営の中に入れていただく仕組みをつくることによって施設への愛着度が高まるといった、地域の力を利用するというのも大切なことだと思います。

先ほど、市長からも触れられましたけれども、再指定に向けて当初の3年間の指定期間が終了するのが平成21年3月、3年目に当たる平成20年度の実績評価及び3年間の総合評価が出される前に、次の指定手続を行う日程となりますことから、18年度、19年度の評価はとても大切なことになってまいります。

また、予算の面でも原則3年間の管理者から提案された予算計画によるものとして、今、運営されているわけですが、同様の日程になると思います。設置目的に沿った運営がなされているか評価するとともに、管理者との協議を十分に行いながら対応していったほしいなというふうに思っています。

市民、指定管理者、行政が協働して各施設における事業振興に十分に取組まれることを、御期待を申しあげまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

伊藤忠男議長 市長。

佐藤誠六市長 指定管理者制度というのは、民間の力をいかに活用するか。民間の知恵と力というものをどう引き出して、行政のやってきたもの以上のものを民間にやってもらう。指定管理者にやってもらうということだろうと思っております。

初めての大きな試みで、これは本市のみならず全国的な試みとして実施されておるわけでございますけれども、本市の場合は、今申しあげましたように、その効果というものが実質的に上がっていると、あるいは期待したような結果が出ておるということでございますので、でも、それに甘んずることなく、今後の指定管理者の運用に当たりましては、行政と一体となって、そしてまた、指定管理者の更新に当たりまして、十分評価実績を踏まえた中でやっていこうと、このように思っておるところでございますし、また、いろいろ、これが運営につきましては、ソフトの面で、さらに第三者の御意見なども承らなくてはならない分野も出てきようかなと、このように思っておりますが、そういう際にありまして、十分議論を重ねていただきまして、それらを活用してまいりたいと、このように思っております。

これからも、指定管理者、あるいは関係者との協議を重ねた中で、よりよい施設運営が図られまして、市民の負託にこたえられるような施設の運営が図られるようにと、このように願っておるところでございます。

以上です。

平成19年9月第3回定例会

散 会 午後1時58分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。